

第2編 基 本 構 想

第1章 基本理念

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災によって、本市では、死者 458 名、住家被害が全壊 1,097 棟を含む 5,823 棟など、人的にも物的にも甚大な被害を受けました。

震災後約 3 カ月間は、約 4,400 名の市民が避難所生活を余儀なくされましたが、仮住まいである応急仮設住宅や県借り上げ住宅に入居されていた方は、現在、災害市営住宅や自力再建した住宅などの恒久住宅へ移転され、それぞれ独立した住居で新たな生活を営んでいます。

引き続き、被災者が自立した生活を営むことができるように、**「高齢者、子ども、青壮年層がそれぞれの人生のステージで、生活再建をどのように果たしていくか」**を基本理念として各種事業を展開していきます。

また、津波により失われた産業の復興のため、特に基幹産業であった漁業、農業を復活させ、被災した方々の人生設計の基盤づくりに努めます。

加えて、新たな住宅地においても、震災の際に大きな力となった地域コミュニティを活用し、一人ひとりが安心して安全に暮らすことができる地域社会の再構築を目標としています。

そのために、市は復興庁と協議をし、国の復興関連の事業や制度を活用しながら、被災者の生活基盤の再生や産業の復興に向けた具体的施策を進めていきます。

震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の収束には長い年月を要するものと思料されます。放射線対策は「正しく恐れ、賢く避ける」ことが大切です。そのため市は、各種放射線測定・検査等を継続するとともに、放射線等の正しい知識や、データを正確に理解し対応する能力を身に付けるための学習の場を積極的に市民に提供し、今後も風評に臆することなく、市民と力を合わせ健康と放射線問題に取り組んでいきます。

我々相馬市には、報徳仕法によって育まれた市民の勤勉性と、古より幾多の苦難を郷土一体となって乗り越えてきた強力な住民の絆があります。また、市役所では ISO9001 に基づく PDCA サイクルによる新たな行政運営手法を身につけており、これら市民の絆と行政の総合力は、本市の持つ大きな力です。

今後も各世代において適切な生活再建がなされるよう、この災害を市民一丸となって力強く乗り切るため、相馬市復興計画を策定します。

【相馬市復興計画 基本理念】

「高齢者、子ども、青壮年層が
それぞれの人生のステージで
生活再建をどのように果たしていくか」

高齢者

被災高齢者が、新しい環境の中で安心して健やかに、共助の精神に基づき、助け合いながら生活を営むことができる環境をつくってまいります。

また、相馬井戸端長屋については、入居の促進と運用方法や支援策などを考慮してまいります。

子ども

放射線対策や検査を継続し、本市の子どもたちが放射線問題に対して自信を持ち、安心して成長することができるよう対応してまいります。

また、地震・津波及び原子力災害によるPTSDへの対策等の精神的なケアを行い、子ども達が将来を担う人材として健全に育つよう、最大限努力してまいります。

また、将来に向かってたくましく主体的に生きていくことの出来る人づくりを目指し、学力向上に努めるとともに、被災を乗り越え、強く豊かな心を持った社会的競争力のある子どもたちを育ててまいります。

青壮年

災害市営住宅の払下げ等、住まいの再建を支援してまいります。

また、可及的速やかに基幹産業である農業・漁業の復興と振興を図ります。企業誘致や立地企業の事業拡大等を支援し、雇用の場を確保することで、生活基盤を安定させ人生の再建に資する環境整備に全力を傾注します。

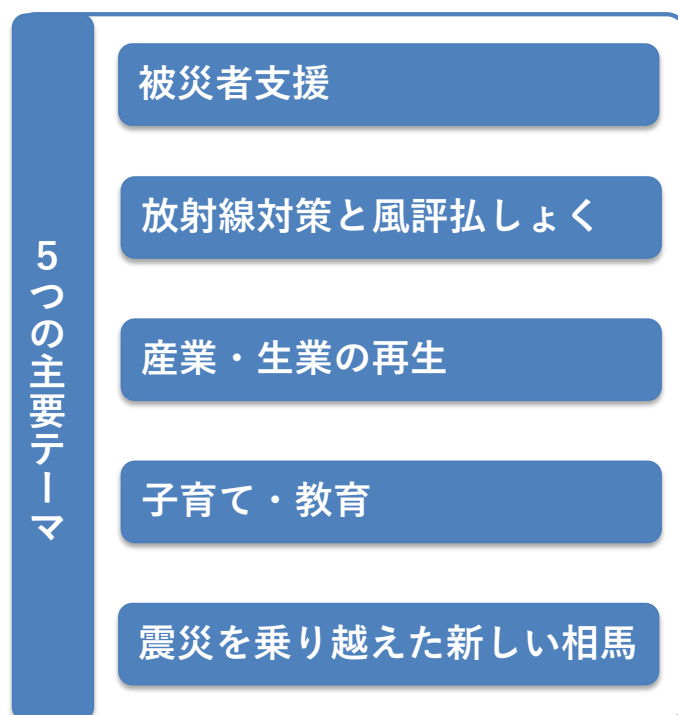
第2章 復興を果たした将来像

本市は、福島県北部沿岸地域の中核都市として伸展するために、これまで相馬地域開発を中心に都市基盤の整備や都市機能の集積に努めたまちづくりを進めてきました。特に、相馬港の整備や高速交通体系などの社会資本の整備、また相馬中核工業団地への企業立地などにおいて着実な成果を見てきました。

しかしながら、震災により地域の生産基盤は甚大な被害を受けました。併せて、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。この未曾有の困難な状況においても、国内外からの多くのご支援をいただき、相馬の歴史と風土により培われた武士（もののふ）の精神や報徳仕法の訓えのもと、市民が一体となって力強く復旧・復興に向け歩みを進めてきました。

本計画では、基本理念である「高齢者、子ども、青壮年層がそれぞれの人生のステージで、生活再建をどのように果たしていくか」を念頭に被災者の生活基盤の再生と産業振興を果たすべく、「相馬市民であることに誇りを持てる相馬市の創造」、「力強い復興と安心して子育てができる新しい相馬市」を市の将来像とします。

この目標の実現に向け、現状を踏まえた次の5つの主要テーマに基づき各復興施策を実施していきます。



そして、この復興を果たした将来像を、相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」に定めた目標とすべきまちの将来像「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ」へとつなげてゆくことで、本市が震災を乗り越え、人と地域が相互に支え合いながら、将来とも安心して充実した生活を送ることができる活力ある地域社会を築いていくことを目指します。

第3章 主要テーマ

1.被災者支援

被災者の中には、生活環境の変化による体調不良やストレスを抱える方もいることから、包括的な健康管理や精神的なケアに継続して取り組んでいきます。

児童生徒やその保護者等に対しては、臨床心理士によるカウンセリングや医師によるメンタルヘルス相談等の心のケアを継続し、子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、震災後に整備した地域世代間コミュニティ交流施設（子ども公民館）などを活用して住民同士の交流を積極的に推進し、地域コミュニティの強化を図ります。

さらに、被災者の抱える様々な問題に対応するため、無料困りごと相談・法律相談や買物支援を継続していきます。特に高齢者には、移動手段の確保や声かけ訪問に加え、相馬井戸端長屋の生活支援等の細やかな支援を引き続き行っていきます。

2.放射線対策と風評払しょく

震災から10年が経過しましたが、原子力災害の影響は未だに残っています。

放射線対策は「正しく恐れ、賢く避ける」ことを基本とし、子どもたちをはじめとする市民が放射線に関する正しい知識を身につけられるよう、講演会や小中学校での放射線教育、広報紙等による情報発信の充実に努めていきます。

放射線による健康被害が発生しないよう、本市の環境を的確に把握し安全性を確立するため、空間線量の測定調査を行うとともに、外部・内部被ばく検査を継続して実施し検証を重ねていきます。

また、原子力災害に伴う風評を払しょくするためには中長期的な対応が求められます。J Aや漁協等、各関係機関と連携し、放射性物質の検査結果に基づく福島県産農水産物の安全性を情報発信していきます。併せて、新たに整備した相馬復興市民市場等を活用し、イベント等を通じて地場製品の安全性や美味しさをPRするとともに、学校給食等における地産地消を推進していきます。

3.産業・生業の再生

本市の基幹産業である農業・漁業の生産基盤の復旧は、概ね計画どおり完成しました。

農業については、復旧した農地で継続的かつ効率的な営農を図るため、農業法人の設立を推進するとともに、担い手の育成等を引き続き支援していきます。

また、震災により壊滅的な被害を受けた水産業については、今後の本格操業再開に向け、これまで整備してきた施設を活用し、生産流通体制の支援と風評払しょくへの取組を継続していきます。

さらに市は、新たな観光資源となる光陽地区のスポーツ施設や尾浜地区の相馬復興市民市場、尾浜こども公園などを整備してきました。市の観光拠点である相馬観光復興御案内処を中心に、宿泊施設や地元NPO等と連携して、これらの施設をより意識的に結び付けて活用することで交流人口の拡大を目指します。

加えて、相馬港や常磐自動車道、相馬福島道路等の交通ネットワークが充実した物流拠点としての強みを生かし、良質な企業の誘致に努めるとともに、立地企業の事業拡大や工場増設等を支援し、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

4.子育て・教育

震災後の地域社会の変化に対応した子育て環境の改善を図るために整備をしてきた地域子育て支援施設（相馬愛育園）や放課後児童クラブを、住民ニーズに合わせ適切に運営するとともに、子育て情報の発信や親同士のネットワークづくりを推進し、子育てしやすい環境づくりに努めます。併せて、新たに整備をした尾浜こども公園や子ども公民館等を、世代間コミュニティの場となるよう活用していきます。

また、国のGIGAスクール構想に基づき、授業でのICT機器の活用をより積極的に推進するとともに、読解力向上のためのリーディングスキルテストを活用し、学校教育の両輪として事業を展開します。加えて、東京大学の協力による相馬寺子屋事業などの市独自の取組を行うことで、児童生徒の学力向上を図ります。

さらに、一般社団法人エル・システムジャパンと連携して音楽を通じた情操教育に取り組むとともに、市内のスポーツ施設を十分に活用することで、子どもたちの健全な育成に努め、将来に向かってたくましく生き抜く力を育てていきます。

5.震災を乗り越えた新しい相馬

震災により沿岸部を中心とした生活・産業基盤は壊滅的な被害を受けましたが、早期から避難道路や災害市営住宅等のインフラの復旧・復興工事を行い、10年間でハード整備は概ね完了しました。

津波で被害のあった災害危険区域については、新たな土地利用方針により職業領域と居住領域を分離し、主に産業用地として利用する計画です。具体的な活用に向け、事業者等が立地しやすい土地となるよう努めていきます。

また、近年頻発している大規模な自然災害に備えるため、震災で得た教訓を忘れることなく、行政も市民も危機管理意識を常に持ちながら、安全で安心な地域づくりをしていきます。

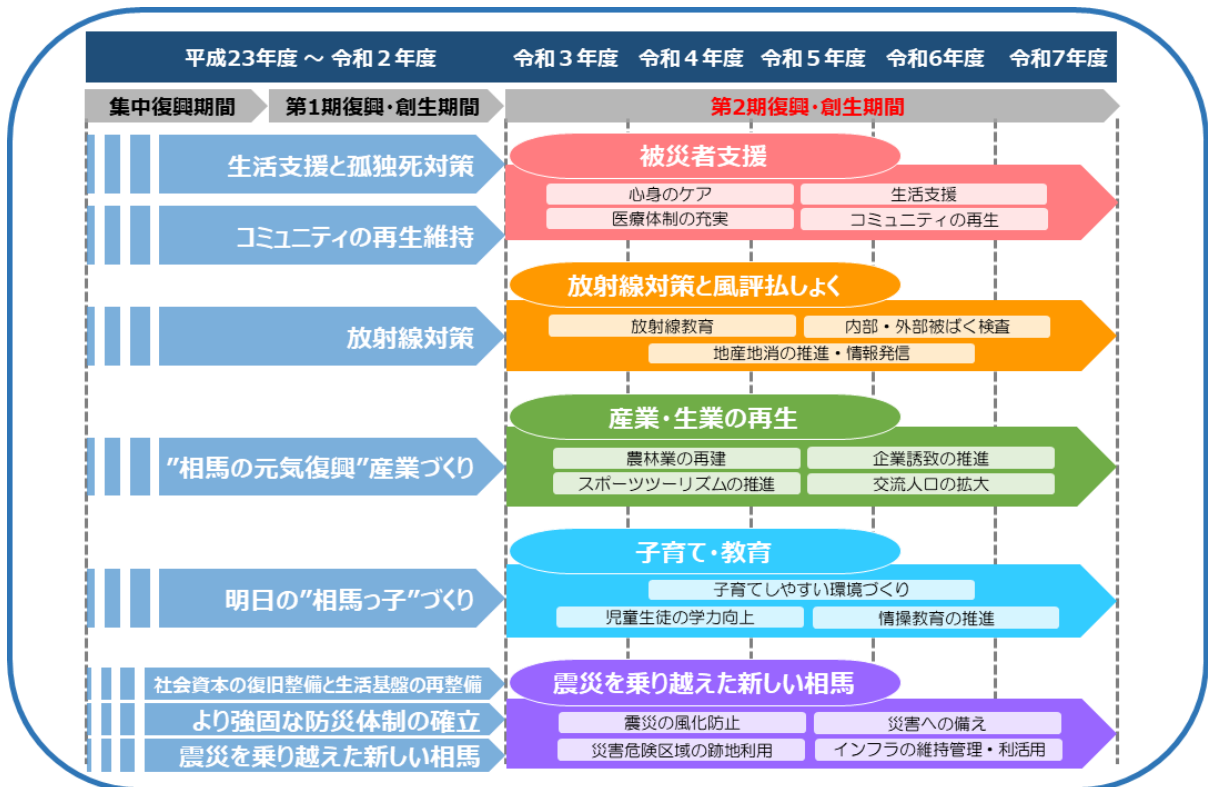
さらに、震災の風化や防災意識の低下を防ぐため、震災記録や教訓を伝承する場として伝承鎮魂祈念館を活用するほか、復興視察や小中学校での防災教育を継続的に実施します。

加えて、「福島県イノベーション・コースト構想」に基づき、民間事業者と共同で、水素を活用した再生可能エネルギーの地産地消と低炭素社会づくり及び新たな産業づくりに向けた取組も行っています。

第4章 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。国は、平成23年度から27年度までを「集中復興期間」、平成28年度から令和2年度までを「第1期復興・創生期間」とし、さらに令和3年度から7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけたことを踏まえ、市もこれに準じて計画期間を設定します。

市は本計画に基づき、心のケア等の被災者支援をはじめ、放射線対策や風評被害対策、農林漁業の再生等、今後も支援が必要な事業に取り組んでいきます。



第5章 計画の進行管理

震災からの復興を着実に遂行するため、ISO9001の規格に準じて策定した行政経営システムに基づき各事業の進捗を管理するとともに、新たに発生する課題に対応しながら事業の充実を図ります。また、市政への市民の積極的な参画が図られるよう、常に情報の開示に努めながら、市民と共に復興を通して「新生そうま」を考えていくことを基本とします。

また、「相馬市マスタープラン2017」や「相馬市地方創生総合戦略」、「相馬市国土強靱化地域計画」に掲げる各施策と相互に関連させながら、効果的に事業を実施するとともに、PDCAサイクルを用いて適切に事業を管理します。

さらに、市内外を取り巻く情勢の変化の把握や的確な財政分析を踏まえ、国や県が策定する各復興計画・指針とも整合性を図りながら随時計画の見直しを行っていきます。

